

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市の資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報紙及び刊行物並びに印刷物

イ 市のホームページ

ウ 市の財産（ア及びイを除く。）

エ その他広告媒体として活用できる資産で、市長が認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告掲載の基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載をすることができない。

(1) 法令等に違反し、又はそのおそれがある広告

(2) 公の秩序及び善良の風俗に反し、又はそのおそれがある広告

(3) 政治性のある広告

(4) 宗教性のある広告

(5) 社会問題についての主義主張である広告

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 市が推奨しているとの誤解を招くおそれがある広告

(8) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載をする広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告掲載に係る基準は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、掲載位置等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(募集方法等)

第5条 広告掲載の募集の方法、選定の方法、掲載期間、掲載料等については、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。